

船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成26年9月10日 12時30分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港南方沖 花咲灯台から真方位180° 15海里付近 （概位 北緯43° 01.7′ 東経145° 35.3′）
インシデントの概要	漁船第六十五三光丸 ^{さんこう} は、航行中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年1月20日、調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六十五三光丸、29トン 135381、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海） 機関長、四級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約2m
インシデントの経過	<p>本船は、航行中に断続的な振動が発生するようになり、主機の回転数を減じてクラッチを離脱させたところ、機関室より煙を生じたので、主機を停止した。</p> <p>機関長は、主機の5番シリンダにおいて、接続棒がクランク室側壁を破損しているのを認めた。</p> <p>主機は、機関修理業者が点検したところ、5番シリンダの排気弁の弁傘部が割損して破片が燃焼室内に落下し、ピストンとシリンダヘッドとに挟撃されてピストン頂部に破口を生じ、排気がクランク室内に吹き抜けるようになり、ピストンが、過熱膨張して焼き付き、ピストンピンの位置で割損し、クランク室側壁の破損に至ったものと判明した。</p>
分析	<p>本船は、主機5番シリンダの排気弁の弁傘部が割損し、ピストン頂部に破口を生じて排気がクランク室内に吹き抜けるようになったことから、ピストンが過熱膨張して焼き付き、ピストンピンの位置で割損し、ピストンピンが焼き付いた状態の接続棒がクランク室側壁を破損し、主機の運転ができなくなったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、主機5番シリンダの排気弁の弁傘部が割損し、ピストン頂部に破口を生じて排気がクランク室内に吹き抜けるようになったため、ピストンが過熱膨張して焼き付き、ピストンピ</p>

	<p>ンの位置で割損し、ピストンピンが焼き付いた状態の接続棒がクランク室側壁を破損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主機は、機関取扱説明書に従って、ピストン抜き整備等の開放整備を定期的に行うことが望ましい。・ 主機は、漁獲物等を積載して負荷の掛かる状態では、連続最大回転数を超えて使用しないことが望ましい。